

2023年3月10日

建築物石綿含有建材調査者資格取得講習会開催 四万十市

各位 様

高知県建設労働組合
労働対策部長 岡林 一彦

お世話になっております。

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。今回、建設業労働災害防止協会高知県支部から高知建労の組合員向けの講習を行っていただけることになりました。日程は下記のとおりです。

記

開催日程： 2023年7月20日(木) 8時50分～16時10分
21日(金) 8時50分～16時40分（修了考査含む）

定員： 30名

会場： 中村地区建設協同組合会館

〒787-0011 四万十市右山元町3丁目3番26号

【講習についてのお問い合わせ先】

建設業労働災害防止協会高知県支部 TEL(088)822-0321

受講料： 税込48,664円（テキスト代4,664円を含む）

※受講者各自が建設業労働災害防止協会高知県支部へ振込

振込み先や口座番号については、講習開催の1か月前を目安に各受講者様宛に受講票の送付時に併せてお知らせいたします。なお、振込み手数料は受講者様のご負担でお願いします。

※キャンセルについては、10日前までに届出のあった方のみ受講料を返金させていただきます。

申込方法： 受講希望の方は高知県建設労働組合(088-823-0058)へご連絡下さい。受講申込書を郵送しますので、必要事項を記入し、添付書類をご確認のうえ、高知建労へご提出下さい。受付後、受講票と受講料・振込先のご案内を郵送します。

申込締切：申込用紙提出 2023年6月9日(金)必着

今回の講習の講習科目、講習時間及び科目の一部免除

【1日目】

講習科目	講習時間	講義時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	8:50～ 9:50	1時間
オリエンテーション	9:50～ 10:00	10分
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	10:00～ 11:00	1時間
石綿含有建材の建築図面調査	11:10～ 12:10	1時間
	昼休憩	50分
石綿含有建材の建築図面調査	13:00～ 16:10	3時間

※石綿作業主任者技能講習修了者は「基礎知識 1」免除

【2日目】

講習科目	講習時間	講義時間
現場調査の実際と留意点	8:50～ 12:00	3時間
	昼休憩	50分
現場調査の実際と留意点	12:50～ 13:50	1時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	14:00～ 15:00	1時間
オリエンテーション	15:00～ 15:10	5分
修了考査	15:10～ 16:40	1時間30分
12.5時間（修了考査含む）		

科目の免除

- (1)石綿作業主任者技能講習修了者は、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」が免除。
- (2)上記免除者は、修了考査「基礎知識 1」が免除。

注意事項

- (1) 受付は免除有（9：20 より）・免除無（8：20 より）ともに、開始 30 分前から行います。
- (2) 両日とも開始 5 分前には着席して下さい。
- (3) 遅刻及び途中退場の場合は、失格となります。

受講資格の証明

受講記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上の実務経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
(6)	建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し又は卒業証明書及び実務経験証明
(8)	建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して 2 年以上の実務経験を有する者	実務経験証明
(10)	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明
(11)	労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明

※資格の証明を『(6)建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者』の場合は、高知

県建設労働組合に 11 年以上加入されている組合員には高知建労が『建築に関して 11

年以上の実務の経験』を証明します。